

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会 報告(案)

(諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち
「周波数割当の在り方」(価額競争の実施方法)について)

概要

令和7年10月

- 令和 7 年電波法改正・利用意向調査の結果等を踏まえ、26GHz帯の価額競争による早期割当てに向け、**価額競争の実施方法に関する検討作業班**（主任：藤井威生 電気通信大学教授）を設置し、価額競争の実施方法を検討。

令和 7 年電波法改正

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年 4 月 25 日 公布）により、6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、**価額競争※により選定する制度を導入**。

※入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定する手続

〔具体的なイメージ〕

現行の周波数割当方式

〔区域〕 **全国が基本**

〔主体〕 **携帯電話事業者（4グループ）**

〔条件〕 欠格事由に該当しないほか
計画の優劣を**総合評価**

新たな周波数割当方式

複数の市区町村など一定の広がりを持った地域

4グループ以外にも大小**様々な主体**

欠格事由に該当しないほか
専ら**価額**の多寡による評価

26GHz帯/40GHz帯の利用意向調査

- 総務省は、26GHz帯・40GHz帯における 5 Gの利用に関する調査（令和 7 年 5 月 19 日～6 月 18 日）を実施。
- 計 9 者（事業者：8 者、団体 1 者）から回答があり、**26GHz帯**について**一定の利用意向**が示された。

【26GHz帯に関する主な回答】

〔利用シーン〕 都市部やスタジアム、大規模イベント等の超高トラフィックエリア/AI・IoT/産業領域/周波数シェアリング/屋内外のトラフィック対策/自己土地以外の利用

〔割当時期〕 十分な検討時間を確保/慎重に検討する必要/2025～2026年度/2027年度末まで

〔周波数幅〕 400MHz幅/200MHz幅以上/100MHzもしくは200MHz単位

〔地域〕 全国での割当て/複数の希望地域を選択/市区町村単位

【40GHz帯に関する主な回答】

〔その他〕 技術仕様動向と市場ニーズを見定めたい/対応端末がまだ市場に十分に出回っておらず、26GHz帯が優先的に検討されるべき

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会（主査：藤井威生 電気通信大学教授）
～諮問第30号「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」について～

価額競争の実施方法に関する検討作業班（主任：藤井威生 電気通信大学教授）

＜検討事項＞

- ① 価額競争の方式及び価額競争の設計
- ② 最低落札価額
- ③ 保証金の設定
- ④ 新規事業者や地域事業者の参入促進措置
- ⑤ その他価額競争の実施に必要な事項

＜構成員＞

- 石山 和志 東北大学 電気通信研究所 教授
- 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
- 佐野 隆司 横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院（経済学部）教授
- 中島 美香 中央大学 国際情報学部 教授
- ◎ 藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
- 安田 洋祐 大阪大学 大学院 経済学研究科 教授

（◎:主任、○:主任代理）

新設

- 今回の26GHz帯における価額競争の実施方法の検討に当たり、次の点を検討全体の基本的な考え方として位置付け。
 - ✓ 我が国で初めての価額競争であることも踏まえ、**参加者にとってできるだけシンプルで分かりやすい方式**とする。
 - ✓ **周波数の適正な経済的価値が可能な限り反映されるような方式**とする。
- 併せて、競争阻害的な行動を抑止するためのルール等、公正な割当てとなるように細部のルールを検討。

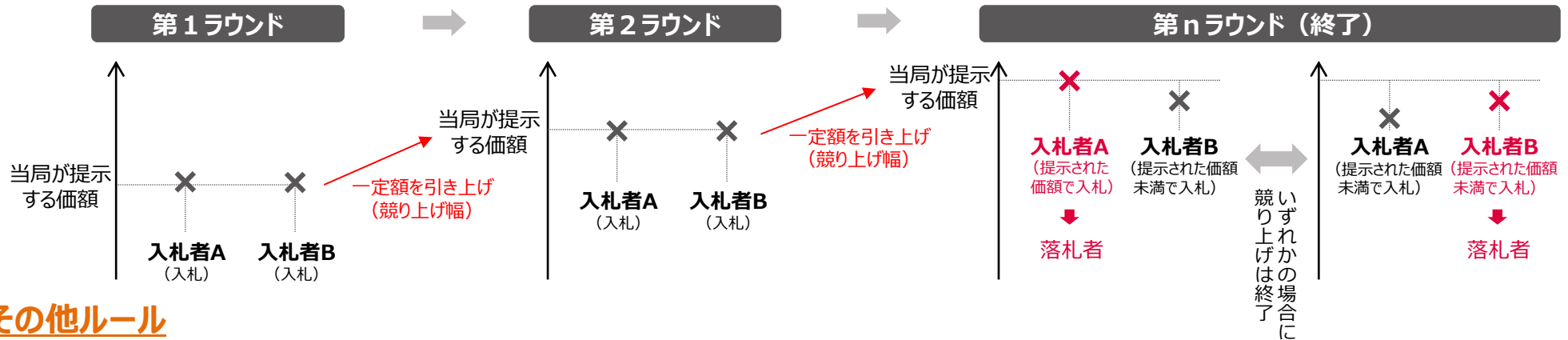
□ 26GHz帯の価額競争の方式は**同時時計オークション**とした上で、その他ルールについて詳細に検討。

価額競争の方式 (auction format) (→報告 第3章3-1、第4章4-1)

・ 価額競争の方式は、諸外国の周波数オークションの設計を踏まえ、次の特徴を持つ「**同時時計オークション**」(Clock Auction方式)とする。

- ★ 価額を段階的に引き上げながら入札を繰り返すことで適正な価格形成を促す「**複数回の競り上げ**」
- ★ 全国枠と地域枠、地域枠の各区域の競り上げ中の乗り換えを可能とするため、それらを同時に競り上げていく「**同時開始・同時終了**」
- ★ 競り人(総務省)が提示する価額に対して入札者が入札の有無を判断する「**時計方式**」(ラウンド内入札あり)

〔具体的なイメージ〕※周波数枠が1枠で入札者が2者の場合の例



その他ルール

①活動ルール (activity rule) (→報告 第4章4-3)

- ・ 諸外国と同様、積極的な入札行動を促すための措置として**活動ルールを導入**。
- ・ 活動ルールは、**入札ポイント制**を採用する。

【入札ポイント制の概要】

- ✓ 入札者には、事前に納付した保証金の額に応じて、競り上げ前にポイントが付与される。
- ✓ 全国枠や地域枠の各区域ごとに入札に必要なポイント数が設定されており、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有する入札ポイント数の範囲内で入札を行う。
- ✓ 各ラウンドにおいて入札等を行わなかった分のポイントは失効する。

②競り上げ幅 (→報告 第4章4-2)

- ・ 競り上げ幅については、諸外国の動向(おおむね20%以内)も踏まえ、枠や区域ごとに設定される**最低落札価額の20%以内の額**を各ラウンドで同額ずつ引き上げる。

③暫定落札の撤回 (bid withdrawal) (→報告 第4章4-4)

- ・ 26GHz帯の地域枠について、隣接する区域等で断片的な落札が生じることを防止するため、**地域枠のみ暫定落札の撤回を認める**(全国枠は認めない)。
- ・ 撤回は、制度の濫用を防止する観点から**必要最小限の回数**とするとともに、濫用等の本来の目的を逸脱する行為がなされた場合は厳正に対処。

□ 最低落札価額、保証金、参入促進措置について、下記のとおり考え方を取りまとめた。

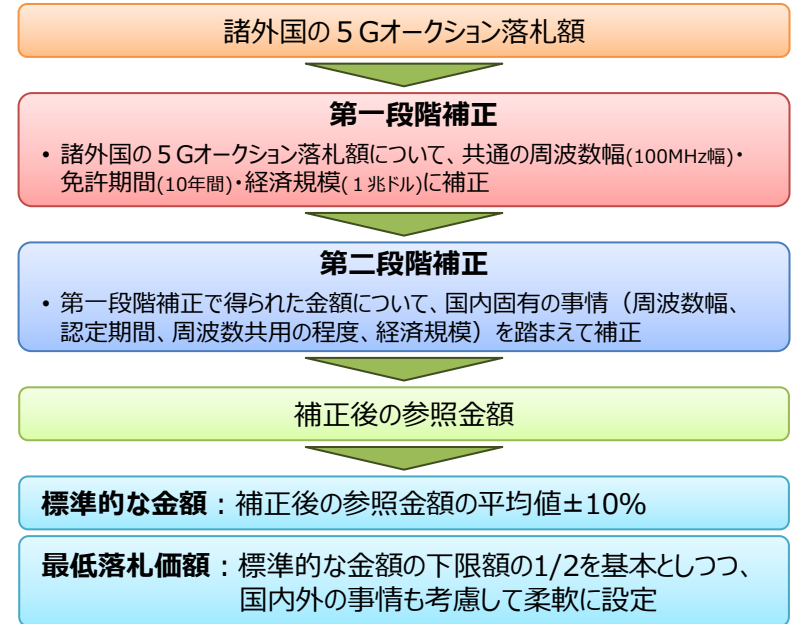
最低落札価額（→報告 第3章3-2）

- 周波数の経済的価値を踏まえて最低落札価額を設定する。
- 現行の特定基地局開設料の最低金額（絶対審査基準の額）の算定方法を基本としつつ、**国内外の事情も勘案して柔軟に設定**※1,2。
- 地域枠については、割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に、経済規模や人口等の**地域性を反映できる指標を乗じて算定**する。

※1 価額競争では、特定基地局開設料制度と異なり、複数回の競り上げが行われることから、価額競争への参加促進や競り上げ主導の適切な価額形成を促す等の観点も考慮。

※2 全国枠の最低落札価額については、100MHz幅あたり10億円程度を基本として、更に精査を進めることとする。

〔具体的なイメージ〕



保証金（→報告 第3章3-3）

- 諸外国の例を踏まえ、事前に金銭を預ける「保証金」を設定。
- 保証金の金額は、**最低落札価額の5～10%程度**とする。
- 納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能とする。

新規事業者や地域事業者の参入促進措置（→報告 第3章3-4）

- 諸外国では、新規事業者や中小事業者への配慮措置として、周波数の取置き（set aside）や割引（入札クレジット）、周波数キャップ（spectrum cap）などを設けている事例がある。
- 今回の26GHz帯の価額競争においては、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠について**周波数の取置き（専用枠の設定）**を行う（2ページ目参照）。

- その他価額競争の実施に必要な事項として、競争阻害的な行動を抑止するための措置、参加者・落札者が満たすべき条件について、下記のとおり考え方を取りまとめた。

競争阻害的な行動を抑止するための措置 (→報告 第4章4－5)

- 諸外国の動向及び我が国におけるこれまでの周波数割当ての事例を踏まえ、談合等の競争阻害的な行動を抑止するため、次の3点を確保する。

①共同入札の禁止

- 複数の事業者が共同して入札する行為を禁止※



- 価額競争の参加申請にあたり、資本関係、役員の兼任先、関係法人等の情報を提出

②情報交換・取り決めの禁止

- 入札者間で価額競争に関する情報交換や取り決めを行ってはならない



- 誓約書の提出
- 総務省への通報義務
- 違反が発覚した場合の価額競争からの排除等の制裁措置

③適正な情報開示

- 適正な価額形成を促進しつつ、談合等の競争阻害的な行動を誘発しない情報開示の在り方



- 個別の入札者の特定につながる情報（名称や入札先等）は、競り上げが終了するまで非開示
- 各ラウンドにおける入札数等の入札情報については、適正な価格形成に資することから、各ラウンドの終了後に参加者に対して開示

※ 地域枠については、多様な事業者による参入を確保する観点から、ローカル5Gのケースを参考に、上記のような規制は可能な限り設けない一方で、地域枠の周波数を全国携帯電話・BWA事業者が提供するサービスの補完として利用することを制限するなど、地域枠を設ける趣旨(新規事業者・地域事業者の参入促進)を確実に確保するための措置を講じることとする。

参加者及び落札者が満たすべき条件 (→報告 第3章3－5)

- 現行の特定基地局の開設指針における絶対審査基準（認定開設者が最低限満たすべき条件）を基本としつつ、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進する観点から、**無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティ対策その他の電波の公平かつ能率的な利用のために必要最小限の事項を設定。**
- 無線局の開設の期限については、我が国における26GHz帯の割当ては今回が初めてであるため、機器の普及に要する期間等を想定し、認定日から**一定程度の期間**を設ける。なお、全国枠については、地域枠よりも**早期に無線局を開設**することを求める。
- 全国枠について、**全国各地域の整備を促進するための一定の条件**を設定。